

第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政

府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣

条第一号)(衆議院送付) 要旨

この議定書は、二〇〇六年(平成十八年)五月一日付けの日米安全保障協議委員会文書「再編の実施のための日米ロードマップ」(以下「ロードマップ」という。)に示された在日米軍再編計画が、二〇一二年(平成二十四年)四月二十七日付けの日米安全保障協議委員会共同発表(以下「共同発表」という。)により調整されたこと等を踏まえ、二〇〇九年(平成二十一年)に効力を生じた第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正するものであり、二〇一三年(平成二十五年)十月三日に東京において署名されたものである。

この議定書は、前文、本文九箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

一、沖縄からグアムへ移転する「第三海兵機動展開部隊の要員約八千人及びその家族約九千人」の文言を改める(共同発表において、要員約九千人がその家族と共に日本国外に移転することが確認された)。

二、アメリカ合衆国政府は、移転のための資金（アメリカ合衆国の資金及び日本国が提供した資金を含むことができる。）が利用可能であることを条件に、グアムに加えて北マリアナ諸島連邦における施設及び基盤を整備する同政府の事業への資金の拠出を含む移転のために必要な措置をとる。

三、移転は、ロードマップに記載された普天間飛行場の代替施設の完成に向けての日本国政府による具体的な進展にかかっている等の規定を削除する。

四、アメリカ合衆国政府は、日本国が提供した資金及び当該資金から生じた利子を、グアムに加えて北マリアナ諸島連邦における施設（いずれも訓練場を含めることができる。）及び基盤を整備する移転のための事業にのみ使用する。

五、アメリカ合衆国政府は、グアム及び北マリアナ諸島連邦における訓練場（その整備に対して日本国が提供した資金及び当該資金から生じた利子が拠出されたものを含む。）を使用するための日本国政府による要請を、合理的なアクセスを認める意図をもって好意的に考慮する。

六、この議定書は、日本国及びアメリカ合衆国によりそれぞれの国内法上の手続に従って承認されたことを通知する外交上の公文が交換された日に効力を生じる。